

いよし 社協 だより



いよし社協
イメージキャラクター
あいみん。

謹賀新年

みなさまにとって
幸せな年になりますように



(写真左) あいみん。の日：
デイサービスセンターじゅらく
(写真右上) あいみん。の日：中山地区心配ごと相談
(写真右中) ふれあい・いきいきサロン研修会
(写真右下) トーンチャイム講座



目次

成年後見制度・福祉サービス利用援助事業… P2～3
 ささえあい活動支援募集、
 ふれあい・いきいきサロン世話人研修会、
 高齢者家庭相談員視察研修、ばかりん通信…P4
 あいみん。通信……………P5
 まごころ銀行・心配ごと等相談予定表……………P6

社会福祉法人

**伊予市
社会福祉協議会**

〒 799-3113 伊予市米湊723-1
 ☎ 089-983-6224
 ☎ 089-983-3253

<http://www.iyo-shakyo.jp/>

いよし社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金を制作費の一部に充当させていただいています。

印刷 佐川印刷株式会社



伊予市社協では、
 成年後見制度による**法人後見サービス**と
福祉サービス利用援助事業を行っています。
 各制度の内容は、次のとおりです。
 お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：
 ☎982-0393
 (総務係/岡田)

成年後見制度

利用できる人：
 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方。

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々は、**不動産や預貯金を管理**したり、身のまわりの世話のために**介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだり**、**遺産分割の協議**をしたりする必要があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。
 また、**悪徳商法等の被害に遭う恐れ**もあります。このような**判断能力の不十分な方々を保護し、支援する**のがこの「成年後見制度」です。

例えば・・・

「軽い認知症の母は、必要もないのに高価なものを買ってしまい困っている。被害に遭わないようにするには、どうしたらいいか。」

「父が認知症で入所することになったが、父の家や土地を売却して入所費用にあてたいがどうしたらいいか。」

「障がいを持つ子どものために、私が死んだ場合の財産の相続や、施設への入所手続きをしてくれる人を決めておきたい。」

「元気なうちに、誰にお金や生活のことを任せるとか決めておきたい。」

など・・・

成年後見制度は、
「法定後見制度」と「任意後見制度」の
 二つに分かれています。

法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々を対象としている制度で、次の三つの種類があります。

- 補助：判断能力が十分でない方
- 保佐：判断能力が著しく不十分な方
- 後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の方

担当者が訪問し、必要な生活費を渡したり、様子を伺います。



任意後見制度

今はしっかりしているが、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、代理人（任意後見人）を選んでおく制度です。



利用するには・・・

手続きができる人は・・・

本人・配偶者・四親等内の親族・市区町村長等

手続きするところは・・・ 家庭裁判所

利用料は・・・

家庭裁判所に申立てる手数料、判断能力を確認するための鑑定や診断等の費用がかかります。

手続きができる人は・・・ 本人

手続きするところは・・・ 公証人役場

利用料は・・・ 公正証書作成費用がかかります。

★上記以外に後見人等への費用がかかります。
 ★費用は個々の事案によって異なります。



福祉サービス 利用援助事業

利用できる人：
認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方。

これからの福祉サービスは、自分自身が福祉サービスを選択し、契約を結んで利用する仕組みになりました。しかし、判断能力に不安のある方は、どのような福祉サービスがあるのか、また、どのようにすればサービスを利用できるのかなど、さまざまな場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。

また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売による過剰な物品の購入などのトラブルに巻き込まれる場合も想定されます。

そのような方々が**地域で安心して生活を送れるようお手伝いする事業**です。

例えば・・・

「福祉サービスを利用したいけど、どうすればいいかわからない。」

「最近、物忘れが多く、通帳やはんこをどこに置いたかわからなくなってしまう。」

「毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに自信がない。」

「お父さんやお母さんがいなくなった後の生活が心配。」

など・・・

《サービスの内容》

福祉サービスの利用援助



福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

- ★福祉サービスについての情報提供や利用の手続き、利用料の支払い
- ★福祉サービスが適切に行われているかどうかのチェックや苦情を解決するための手続き

日常的な金銭管理



毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- ★預貯金の出し入れや解約などの手続き
- ★税金や公共料金、医療費などを支払う手続き
- ★年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き

利用者に関わりのある機関とも情報交換を行います。



書類などの預かり

大切な書類や印鑑などを安全な場所でお預かりします。

- ★預貯金通帳・証書（年金証書、権利書、契約書、保険証書）
- ★実印・銀行印

その他



定期的に専門員や生活支援員が訪問し、未然にトラブルを防いだり、困りごとの相談に応じます。

利用料金

★相談から契約までは無料ですが、契約にもとづいてお手伝いを開始してからは利用料が必要です。

1時間まで1,000円（1時間を超える場合は、30分ごとに500円の加算）

- 生活保護を受けている方は無料です。
- 交通費を実費程度ご負担いただく場合があります。
- 銀行の貸金庫を使って預かりサービスを行う場合は、別途利用料をいただきます。

《締め切り間近です!!》



赤い羽根共同募金による『ささえあい活動支援』を募集します

伊予市社協では、みなさんからいただいた募金を財源に「ささえあい活動支援」の助成を行います。「何か地域活動をしてみたい。だけど活動費が…」とか、「備品を購入したいけどお金が…」という団体をサポートいたします（1割は団体負担です）。ぜひお申込みください。

- 助成事例
 - 1) 子どもから高齢者までが参加するグランドゴルフ交流会費用
 - 2) 集会所等で使用する折りたたみ椅子や卓球台の購入費用
 - 3) 地区で使用する消火ホースや格納箱の設置費用
 - 4) 障がい者施設や放課後児童クラブに設置するロッカーやエアコンの購入費用

【活動期間】平成25年4月1日～平成26年3月31日までの活動を対象とします。

【締切】平成25年1月31日(木)

【お問い合わせ】伊予市社協 伊予事務所 分館 Tel.982-0393 地域福祉係まで

高齢者家庭相談員視察研修

ひとり暮らし高齢者を温かく見守って

11月21日(水) 新居浜市社協

ひとり暮らし高齢者(希望者)を友愛訪問している高齢者家庭相談員が、新居浜市の活動を勉強しようと視察研修に行きました。

新居浜市の訪問活動は伊予市とよく似ていましたが、訪問する人(新居浜市では見守り推進員)は対象者10人に1人の割合で配置していたり、ふれあい協力員(対象者の近所に住んでいる人)に見守りを願うなど、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者を見守っていました。



マイントピア別子の紅葉が、とてもきれいでした。→



ふれあい・いきいきサロン 世話人研修会が開催されました

11月27日(火) 伊予市市民会館

笑顔が大事!!



今回の研修会は、松前町社協の協力を得て、松前町にあるサロンのお世話人との合同研修会を開催しました。まず伊予市と松前町からそれぞれ3名ずつ自分たちの活動発表を行い、ユニークな作品の紹介や、寿司職人を講師に招いてのにぎり寿司体験など特色ある活動に参加した皆さんは、熱心にメモを取っていました。

また、松前町レクリエーション協会の会長でもある関谷久美恵さんから「笑顔は自分や相手も優しい気持ちにさせますよ。」と説明を受け、交流会を兼ねてレクリエーションをしました。

皆さん手をつないで童心に返って楽しみました。



お困りではないですか?
相続問題
解決します。

相談無料

日曜・出張相談OK!

- エンディングノート・終活・成年後見などお気軽にご相談ください。
- 面倒な手続きであちこち回ることなく、こころ法務事務所ならワンストップで対応します。
- 借金問題のご相談も承ります。



0120-556-215

詳しくはHPをご覧ください
こころ法務事務所

司法書士 法人 **こころ法務事務所**
KOKORO OFFICE OF JUDICIAL AFFAIRS

松山千舟町5丁目5-3 EME松山千舟町ビル6F 営業時間/9:00~18:00
※ご相談内容は司法書士法第3条に定める訴訟顧問の範囲に限ります。

代表司法書士 荒川 晃久
愛媛県司法書士会所属登録番号第578号
愛媛県司法書士会所属登録番号第578号
愛媛県司法書士会所属登録番号第578号



ぽかりん通信

エコキャップ110kg集まりました

みなさんから寄せいただいた、エコキャップの第4便を届けました。今回は、47,300個集まり、274.5人分のワクチン代になりました。累計225,600個集まり、累計のCO₂は1,729.4kgです。ご協力ありがとうございました。引き続き社協各事務所で回収していますので、よろしくお願ひします。



あい みん。通信



このコーナーでは、社協に関する情報をお伝えします。

予告

あい・愛フェスタ



のお知らせ



毎年開催していた、「伊予市社会福祉大会」と「いよしボランティアフェスティバル」を今年度から同日開催することになりました。そして、よりみなさまに親しみを持っていただくため、名称を「あい・愛フェスタ」に変更しました。

平成25年3月3日(日)ウエルピア伊予

詳細は決まり次第お知らせします。
みなさまのお越しをお待ちしています。

あいみん。の日!!

あいみん。が伊予市内に出かけました♪

デイサービスセンターじゅらくの利用者さんと朝のラジオ体操をしました!!▶



◀なかやま学童広場のおやつ時間に邪魔しました。あいみん。もおやつが欲しかったです。

★砥部町社協福祉フェスタにあいみん。が参加しました★

11月18日(日)に砥部町中央公民館で開催されました。ご当地のゆるキャラが集まり、ステージ発表をしたり、来場者と写真撮影をして、伊予市社協をアピールしました。



郡中・中山

地区社協通信

中村

※地区懇談会が開催されました※

平成20年度に策定された「しあわせのまちづくり計画(地域福祉活動計画)」の見直しに伴い、11月に各地区社協ごとに懇談会を実施しました。

前回の計画での改善点や新たな課題などを住民の方々から出してもらい、有意義な会となりました。



※平成24年度 中村地区ふれあいの集いが開催されました※ (10月22日)

中村地区に住む高齢者を対象に、毎年交流会を開催しています。

この日は、なかむら保育所園児さんによる踊りと歌、中山町の泉文夫さんが手品を披露してくれました。その他にも昼食をとりながら、艶やかな着物姿の方たちの舞踊を見たり、カラオケをして交流をしました。

また地区社協役員・推進員のみなさんが準備をし、会場を盛り上げていました。



ひとりで悩まないで…

お気軽にご相談ください



まごころ銀行

ご寄付ありがとうございました

次の方から社会福祉協議会『まごころ銀行』への善意の寄付をいただきました。皆さまからいただいたこの善意は、地域福祉活動の支援等に活用させていただきます。

(10・11月受付分)

〈一般寄付〉

- フラワーアレンジメント すいーとぴー様
- 中山カラオケ縁歌塾様
- 扶桑会館様
- 伊予市連合婦人会様

〈香典返し〉

- 城戸 通信様 (中山町中山)
亡父 庄五郎様
- 福本 圭子様 (稲荷)
亡夫 孝様
- 菅原 秀男様 (下吾川)
亡妻 律子様
- 松本 武文様 (中山町出淵)
亡母 幸子様

※個人情報保護のため、ご了承いただいている方のみ掲載しています。

心配ごと相談 13:30~16:00

市内の民生児童委員さんなどが、家庭のこと、人生のこと、日常生活の悩みごと・困りごとなどの相談に応じます。

伊予事務所

- 毎月第4水曜日
- 伊予市社会福祉協議会本館 相談室

1月	23日
2月	27日
3月	27日

中山事務所

- 毎月第2木曜日
- 中山地域事務所2階 第2相談室

1月	10日
2月	14日
3月	14日

双海事務所

- 毎月第2水曜日

1月	9日	下灘コミュニティセンター小会議室
2月	13日	双海保健センター相談室
3月	13日	下灘コミュニティセンター小会議室

弁護士無料相談 13:30~16:00

行政書士無料相談 13:30~16:00

《完全予約制》 ☎982-0393 地域福祉係まで

※前日までに予約をして下さい。

1月	16日
2月	6日、20日
3月	6日

- 毎月第1・3水曜日
- 伊予市社協 伊予事務所本館 (米湊723-1)
- 初めての相談のみ
- 南法律事務所所属弁護士1名
- 相談時間は25分

1月	11日
2月	8日
3月	8日

- 毎月第2金曜日
- 伊予市社協 伊予事務所本館 (米湊723-1)
- 愛媛県行政書士会 松山支部所属の相談員2名
- 相談時間は約30分

コラム 第8回

社会福祉協議会 会長 松田隆和



七草

七草とは、正月七日の朝、粥に入れて食べる七種の野草、あるいはこれを食べることで祝う行事のことを言います。

七草の種類は、時代や地方によつて多少異なりますが一般的には

- ①セリ(セリ科の多年草、日本で最も栽培の歴史の古い野草)
- ②ナズナ(アブラナ科の一年草、ペンペン草とも言う)
- ③ゴギョウ(キク科の二年草、若葉をつき草もちにする。母子(ははこ)草とも言う)
- ④ハコベラ(ナデシコ科の一年草、はこべとも言う)
- ⑤ホトケノザ(キク科のオニタビラコである)
- ⑥スズナ(カブの古名、ヨーロッパ原産で中国から渡来した)
- ⑦スズシロ(大根の古名)

の七種の野草を言うようです。清少納言の随筆「枕草子」の中に「七日の若菜、六日の人の持て来」という一文があります。この頃から正月七日の朝に、無病息災を願って七草を食べる習慣が貴族の間で行われていたと思われまふ。いずれにしても初春に野草を食べる行事が粥や雑草と結びつき、七草粥の型ができ上がったものと思われまふ。現代的に考えてもビタミン類を補う意味もあり、万病の菜食として七草粥を食べると一年の邪気を払い、すべての病気を避けることができると思われるようになったものと思われまふ。

